

○大隅肝属広域事務組合行政財産使用料条例

令和6年2月13日

大隅肝属広域事務組合規則第1号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第225条の規定に基づき、徴収する行政財産の使用料については、他に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(使用料の納付)

第2条 法第238条の4第7項の規定による許可を受けて行政財産を使用する者は、使用料を納付しなければならない。

(使用料の額)

第3条 前条の使用料の額は、普通財産の貸付料の額の算定方法により算出した額とする。ただし、管理者は他の行政財産の使用料との均衡上、これによることが不相当と認めるときは別に定めることができる。

2 前項の規定にかかわらず、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料は、前項に定める額(以下「算出額」という。)に100分の110を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。以下「乗じて得た額」という。)とする。ただし、乗じて得た額が算出額に満たない場合においては、算出額を使用料とする。

(使用料の減免)

第4条 使用料は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを減額し、又は免除することができる。

- (1) 本組合が主催又は共催する行事のため使用するとき。
- (2) 国又は他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体に公用若しくは公共共用又は公益事業の用に供するため使用させるとき。
- (3) 地震、火災、風水害等の災害の発生により、応急収容施設として使用させるとき。
- (4) 当該使用が本組合の事務事業の円滑な執行に寄与することとなるとき。

(使用料の納入義務者及び納入期間)

第5条 使用を許可された者は、管理者が指定した日までにその使用料を納入しなければならない。

(不還付)

第6条 既に納付した使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することがある。

- (1) 本組合の都合により許可を取り消したとき。
- (2) 地震、火災、風水害等の災害により使用できなくなったとき。
- (3) その他管理者が特別の必要があると認めるとき。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(罰則)

第8条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。